

「企業主導型保育所」重要事項説明書

シタカタ保育所は、ご契約者に対して企業主導型保育事業サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを、次の通り説明します。

1 施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 福祉楽団 |
| (2) 法人所在地 | 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1 |
| (3) 電話番号 | 043-307-2828 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 飯田 大輔 |
| (5) 設立年月 | 2001年12月7日 |

2 ご利用施設

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 施設の種類 | 企業主導型保育所 |
| (2) 施設の名称 | シタカタ保育所 |
| (3) 施設の所在地 | 千葉県成田市下方686番1 |
| (4) 電話番号 | 0476-20-7575 |
| (5) 管理者の氏名 | 安部 明子 |
| および住所 | 千葉県成田市下方686番1 |
| (6) 開設年月 | 2017年5月1日 |
| (7) 通常開所時間 | 7:00 ~ 18:00 |
| (8) 利用定員 | 15名（うち自社従業員枠10名・地域枠5名） |

3 サービス提供者の義務

シタカタ保育所では、サービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 児童の生命・身体・財産の安全確保に配慮します。
- ② 児童の体調・健康状態から見て必要な場合には、保護者に聞きとり確認の上、医師と連携し、医療上の対応を行います。
- ③ 提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、保護者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ 事業者およびサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得た児

童またはご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。

4 施設・設備等の概要

- (1) 建物構造 鉄骨1階建
- (2) 面積 建物 74.76 m² 屋外遊戯場 120 m²
- (3) 防災・防犯設備 自動火災報知設備・火災通報設備・警備会社非常通報設備
機械警備システム・消火器

シタカタ保育所では、下記の施設・設備をご用意しています。

設備の種類	設置数	備考
乳児室	1室	11.15 m ²
保育室	1室	41.05 m ²
調理室	1室	4.12 m ²
便所	1室	2.43 m ²
屋外遊技場	1ヶ所	120.00 m ²

5 職員の配置状況

シタカタ保育所では、ご契約者に対して企業主導型保育事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

なお、保育従事者については、指定基準を満たした職員数を配置しています。

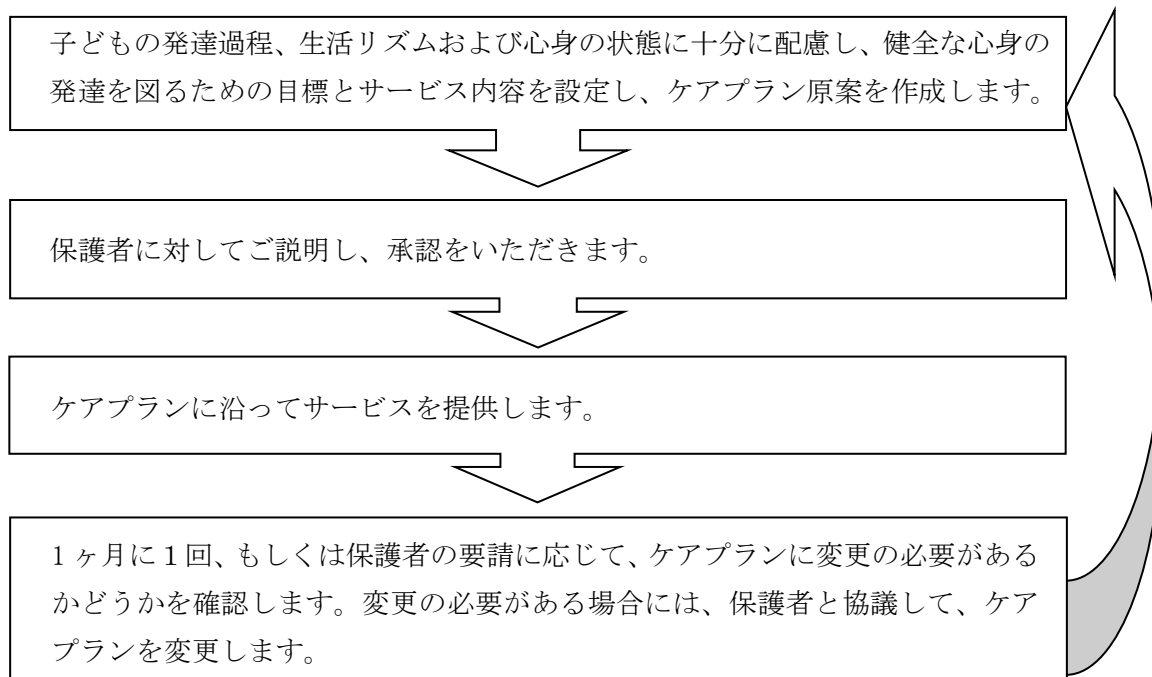
	職種	人員
1	施設長（管理者）	1名
2	保育従事者（保育士・子育て支援員）	2名以上
3	嘱託医・嘱託歯科医	各1名

〈主な職種の勤務体制〉

	職種	勤務体制
1	管理者	8：45 ～ 17：45
2	保育従事者	7：00 ～ 16：00
		7：30 ～ 16：30
		8：00 ～ 17：00
		8：45 ～ 17：45
		9：15 ～ 18：15

6 保育計画（ケアプラン）の作成

シタカタ保育所は、児童に対して、具体的なサービス提供方針やサービス内容を、個別に作成する「保育計画」（ケアプラン）に定めます。



7 保育の目標

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行なっていきます。

- 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ちし、生命の保持および情緒の安定を図ります。
- 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培います。
- 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、自立および協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培います。
- 生命、自然および社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培います。
- 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養います。
- 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培います。

また、保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、援助を行なっていきます。

8 保育の内容

①食事

- ・ 管理栄養士の作成する献立表により、栄養と児童の身体状況および嗜好を考慮した食事を提供します。離乳食およびアレルギー対応食の提供も可能です。
- ・ 児童の食事パターンを大切に、食のすすむ努力をします。
- ・ 食事時間は原則として下記の範囲です。体調管理または保護者の希望等により、時間を変更することがあります。

昼 11:30～13:00 おやつ 15:00～15:30

②排泄

- ・ 排泄の自立を促すため、児童の成長過程に合わせ、身体能力を最大限活用した援助を行います。
- ・ 児童の排泄パターンを把握し、最適なケアが提供できるよう努めます。

③午睡

- ・ 安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人差があることから、一律とならないよう配慮していきます。
- ・ 0歳児は5分、1歳児は10分、2～3歳児は15分ごとに睡眠状況を確認し、安全に午睡ができるようにしていきます。

④健康管理

- ・ 子どもの心身の健康状態や疾病等の把握のために、嘱託医等により定期的に健康診断を行い、その結果を記録し、保育に活用していきます。
- ・ 保育中に体調不良や傷害が発生した場合は、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行ないます。
- ・ 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市区町村、保健所等に連絡し、予防等について協力を求めます。
- ・ アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断および指示に基づき、適切な対応を行ないます。また、食物アレルギーに関して、管理栄養士と連携し、専門性を生かした対応を図っていきます。
- ・ 子どもの疾病等の事態に備え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全職員が対応できるようにしていきます。

⑤環境および衛生管理

- ・ 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備および用具等の衛生管理に努めます。
- ・ 施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子どもおよび全職員が清潔を保つようにします。また、職員は衛生知識の向上に努めていきます。

⑥事故防止および安全対策

- ・ 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協

力の下に安全指導を行なっていきます。

- 事故防止の取り組みを行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切しつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じます。
- 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行います。

9 利用日および利用時間

利用日および利用時間については、利用申込書（様式第1号）に記載された日数・時間でのご利用となります。

やむを得ない事情により利用時間を超えて利用する必要がある場合は、お迎え予定時刻の30分前までに連絡をお願いいたします。

通常の保育利用日以外に利用を希望される場合は、3日前までに連絡をお願いいたします。当日の児童数、人員体制によっては、お受けできない場合がございます。

10 利用料金

従業員枠の保育利用料は、利用乳幼児1人につき次のとおりとします。

（従業員枠）

1回の利用時間が5時間まで	800円
---------------	------

- 1回の利用時間が5時間を超える場合の保育利用料は、5時間以降1時間ごとに100円を加算した額となります。
- 昼食が不要の場合は、上記利用料から300円を差し引きます。
- 従業員枠の保育利用料は、従業員枠の保護者1人につき1日の利用乳幼児が3人以上利用するときは、3人目以降の保育所利用料は無料となります。

従業員枠の利用乳幼児が、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合の保育利用料は、次のとおりとします。

（従業員枠 幼児教育・保育の無償化対象）

年齢	利用料	副食費
0～2歳	無料	無料
3～5歳	無料	徴収

地域枠の保育利用料は、利用乳幼児1人につき次のとおりとします。

（地域枠）

年齢	3歳未満児	3歳以上児	4歳児以上
利用料（月額）	37,000円	26,600円	23,100円
副食費（月額）	—	4,500円	4,500円

- ・ 地域枠の利用乳幼児が、幼児教育・保育の無償化の対象となる場合には、利用料は無料となります。
- ・ 日額の料金は、上記利用料を20日で割った額となります。
- ・ 日額の料金が該当となるのは、1か月の利用日数が10日未満の場合となります。

保育所は、支払いを求める場合には、あらかじめ保護者に対し、費用に関し説明を行い、保護者から同意を得るものとします。

保育利用料は月末で締め、利用乳幼児の保護者から受領するものとします。

ただし、従業員枠の保護者は翌月に支払われる給与より控除して徴収します。

11 お支払い方法

前記10の料金は、1か月ごとに計算し、当月末締めにて、ご請求します。(月10日未満のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額となります。)

- ・ お支払方法は、口座振替となります。入所時、所定のお手続きをお願いします。
- ・ サービスをご利用した翌月の27日に自動引き落としされます。27日が休日の場合は翌営業日に引き落としされます。
- ・ 従業員枠の保護者は、翌月に支払われる給与より控除して徴収します。

12 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、保護者の希望により、下記協力病院において診療を受けることができます(ただし、下記医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療を義務づけるものでもありません)。

① 協力病院

医療機関の名称	吉原医院
所在地	〒286-0004 千葉県成田市宗吾 2-275
電話番号	0476 (26) 2477
診療科	内科、循環器科、小児科
提携内容	健康診断(年2回)・緊急時の診察・健康管理に係る相談

② 協力歯科医院

歯科医院の名称	医療法人社団 博慈会 ファミリー歯科医療クリニック
所在地	〒286-0021 千葉県富里市日吉倉 11-19
電話番号	0476 (22) 8841
診療科	歯科
提携内容	歯科検診(年2回)・緊急時の診察・健康管理に係る相談

13 契約の終了について

シタカタ保育所との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、シタカタ保育所との契約は終了となります。

《契約が終了する事由》

- | | |
|---|---|
| ① | 小学校就学の始期に達したとき |
| ② | 事業者が解散した場合、倒産した場合またはやむをえない事由により保育所を閉鎖した場合 |
| ③ | 施設の滅失や重大な毀損により、児童に対するサービスの提供が不可能になった場合 |
| ④ | 当施設が企業主導型保育事業の指定を取り消された場合 |
| ⑤ | 保護者から退所の申し出があった場合 詳細は(1)をご参照ください。 |
| ⑥ | 事業者から退所申し出を行った場合 詳細は(2)をご参照ください。 |

(1) 保護者から退所の申し出

契約の有効期間であっても、保護者より当施設への退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに保育所利用中止届をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ①利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ③事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が故意または過失により児童の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑤他の児童が児童の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つけるおそれがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- | | |
|---|--|
| ① | 契約締結時に、児童の心身の状況および病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |
| ② | サービス利用料金の支払いが、3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合 |
| ③ | 故意または重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の児童等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合 |

14 反社会的勢力の排除について

社会福祉法人福祉楽団は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力（以下、反社会的勢力という）のいずれでもなく、また反社会的勢力が経営に形式的、実質的に関与している法人等でないことを表明します。

反社会的勢力から不当要求その他不当な介入を受けたときはこれを拒否し、捜査機関へ通報します。

15 損害賠償について

シタカタ保育所において、事業者の責任により児童に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、児童に故意または過失が認められる場合には、児童のおかれた心身の状況を斟酌して、相当と認められるときに限り、事業者の損害賠償を減じる場合があります。

保 険 の 種 類	賠償責任保険
契 約 会 社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保 険 事 故 (内 容)	施設所有者管理者 生産物
保 険 金 額	身体 (1名) 5億円 (1事故) 5億円

保 険 の 種 類	災害共済給付
契 約 法 人	独立行政法人日本スポーツ振興センター
保 険 事 故 (内 容)	入所時の災害（負傷、疾病、障害または死亡）が発生した時に、災害共済給付（医療費、障害見舞金または死亡見舞金の給付）を行う、国・施設の設置者・保護者の三者の負担による互助共済制度
保 険 金 額	死亡見舞金 最大 3,000 万円 障害見舞金 最大 4,000 万円
共 済 掛 金	乳幼児 1 人につき、365 円（1 年間） 保護者負担 210 円／施設負担 165 円 ※給付制度で定められた負担割合となります。

16 苦情の受付について

(1) シタカタ保育所における苦情の受付

苦情やご相談は以下の相談窓口で受け付けています。

○窓口または電話での受付

[受付担当者] 濱屋敷 勉

[解決責任者] 安部 明子

[第三者委員] 竹嶋 信洋／山田 恵太

受付時間 9:00 ～ 17:00

電話番号 0476-20-7575

○投書による受付

郵送先 千葉県成田市下方 686 番 1

○電子メールによる受付

narita@gakudan.org

(2) 苦情解決の方法

法人の定める「苦情解決規程」に従い原因と解決方策を検討します。

苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を推進する為に、「第三者委員」を設置しています。

(3) その他苦情受付機関

市 町 村	担当窓口
千葉県 健康福祉部 子育て支援課	所 在 地 千葉県千葉市中央区市場町 1-1 電 話 番 号 043-223-2321
成田市 子育て支援課	所 在 地 千葉県成田市花崎町 760 電 話 番 号 0476-20-1538

17 虐待の防止のための措置に関する対応

職員による児童への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に2回、職員に対して虐待防止研修を実施
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

18 緊急時における関係機関連絡先

機関名	連絡先
成田市役所	0 4 7 6 - 2 0 - 1 7 0 7 (保育課)
	0 4 7 6 - 2 4 - 1 0 8 6 (子育て支援課)
成田消防署	0 4 7 6 - 2 0 - 1 5 9 4 (成田市消防局)
成田警察署	0 4 3 - 2 0 1 - 0 1 1 0 (成田警察署)
印旛保健所 成田支所	0 4 7 6 - 2 6 - 7 2 3 1
児童相談所 全国共通ダイヤル	1 8 9
中央児童相談所	0 4 3 - 2 5 2 - 1 1 5 2
協力医療機関 (小児科)	0 4 7 6 - 2 6 - 2 4 7 7 (吉原医院)
連携医療機関	0 4 3 - 4 4 3 - 7 3 1 1 (新八街総合病院)
救急病院	0 4 7 6 - 2 2 - 2 3 1 1 (成田赤十字病院)
成田市立休日診療所 (小児科・内科)	0 4 7 6 - 2 7 - 1 1 1 6
千葉県小児救急電話相談	# 8 0 0 0

私は、サービスの提供開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者

シタカタ保育所

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、企業主導型保育事業サービス提供開始に同意しました。

20 年 月 日

児 童 氏 名

保 護 者 住 所

氏 名

印
